

# 延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(平成29年1月現在)

## 事業系一般廃棄物については…

表2

No	業者名	住 所	電話番号
1	(有)旭ケミカル	延岡市平原町2丁目1454番地	32-1935
2	(有)朝日商会	延岡市川原崎町399番地1	34-2213
3	井上 智雅(アースクリーン産業)	延岡市古城町4丁目99番地	35-5647
4	井下 春雄(城南)	延岡市中島町2丁目157番地11	31-2064
5	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	37-1233
6	川口建設(株)	延岡市長浜町1丁目1796番地	33-3802
7	(有)木本金属	延岡市川原崎町403番地	21-2578
8	(株)黒田工業	日向市竹島町1番地86 (延岡工場:延岡市大武町758番地3)	0982-55-0055 35-6000
9	(有)谷明産業	延岡市長浜町4丁目3623番地	22-6783
10	第一環境管理(株)	延岡市大武町1420番地5	34-2992
11	(株)日向	日向市大王町2丁目1番地1 (延岡営業所:延岡市平原町5丁目694-1)	0982-52-6903
12	(有)藤田資材	延岡市栗野町1768番地	42-3230
13	(株)文化コーポレーション	宮崎市生目台西3丁目4番地2 (延岡支社:延岡市長浜町2丁目2067番地16)	0985-50-9200 33-6321
14	(有)松林資材	東臼杵郡門川町加草4丁目88番地 (延岡営業所:延岡市旭町4丁目3400-1)	22-4014
15	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1	22-3311
16	(株)宮崎県医師サービスセンター	宮崎市大字広原4511番地7 (延岡営業所:延岡市出北3丁目31番22)	0985-30-5355 35-2990
17	宮崎センコーポロ(株)	延岡市大武町39番地84	31-0954
18	宮崎ビルサービス(株)	宮崎市大字赤江975番地1号 (延岡営業所:延岡市日の出町1丁目3番14号)	0985-51-2140 32-4774
19	(株)山崎紙源センター	宮崎市江平東町6番13号 (延岡営業所:延岡市栗野町1705番地)	0985-24-2551 21-5208
20	(株)ワーキング	延岡市若葉町2丁目2634番地8	34-9010
21	(株)延岡地区有機肥料センター(生ごみ限定)	延岡市追内町684番地4	43-0168

## 産業廃棄物とは…

事業活動により生じた廃棄物の中で、法令で定める20種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物は法令で定められている「保管」、「収集・運搬」、「再生」、「処分」、「委託」の基準に従って適正な処理を行わなければなりません。市の処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物処理業者に処理(収集・運搬、処分)を依頼してください。産業廃棄物の処理については、宮崎県産業資源循環協会にお問い合わせください。(TEL:0985-26-6881、ホームページアドレス <http://www.miyazaki-sanpai.com>)

表1

区分	種 類	説 明	法律	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	法第2条4項第1号	
	②汚泥	工場排水等処理後に残る泥状のもの、下水汚泥、建設汚泥など		
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、絶縁油、溶剤など		
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類などの酸性廃液		
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液		
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂/合成繊維くず、合成ゴムくず、その他合成高分子化合物		
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴム(廃タイヤは合成ゴムのため廃プラ類に分類)		
	⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど		
	⑨ガラス/コンクリート陶磁器くず	コンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等(工作物の新築、改築又は除去に伴うものを除く)		法第2条4項第1号の内、その他政令で定める廃棄物(施行令第2条)
	⑩鉱さい	高炉/転炉/電気炉などの残さ、不良鉱石など		
⑪がれき類	工作物の建築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等			
特定の事業活動に伴うもの	⑫紙くず	紙くず及び板紙など〔建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)/パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う者に限る)に係るもの/出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの/製本業及び印刷物加工業に係るもの/PCBが塗布され又は染みこんだもの〕		
	⑬木くず	木くず、おがくず、パルク類など〔建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)木材又は木製品製造業(家具製造業含む)に係るもの/パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの/PCBが染みこんだもの〕		
	⑭繊維くず	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず〔建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)/繊維工業(衣服その他繊維製品製造業を除く)に係るもの/PCBが染みこんだもの〕		
	⑮動植物性残さ	食料品製造業/医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物		
	⑯動物系固形不要物	と畜場において「とさつ」し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物		
	⑰動物のふん尿	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などのふん尿(畜産農業に係るもの)		
	⑱動物の死体	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などの死体(畜産農業に係るもの)		
	⑲ばいじん	汚泥、廃プラスチック類等焼却施設から発生する「ばいじん」であつて、集じん施設で集められたもの		
	⑳13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの(政令第2条第13号)		

**廃棄物の不法投棄や不法焼却は法律により罰せられます!!**

上記の産業廃棄物は延岡市清掃工場では受け入れできません。

①産業廃棄物処分場へ自ら持ち込む

②産業廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を委託する

のいずれかの方法で適正な処分を行ってください。

●適正な処理が行われない場合(不法投棄等)は罰則(最高3億円)に処せられる場合があります。

なお、産業廃棄物や一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有するものは、「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」に区分され、普通の廃棄物とは別に、より厳しい処理基準等が定められています。環境省ホームページで確認できます([http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html))。

## 事業系廃棄物のご相談・お問い合わせ先

一般廃棄物の受入  
に関すること  
〈延岡市清掃工場〉  
**TEL 33-1869**

分別、収集等  
に関すること  
〈延岡市資源対策課〉  
**TEL 34-2626**

産業廃棄物に関すること  
〈延岡保健所〉  
**TEL 33-5373**  
〈宮崎県産業資源循環協会〉  
**TEL 0985-26-6881**